改 正 前

改 正 後

国立大学法人京都大学教職員就業規則

(平成16年達示第70号)

(前略)

(休職中の身分及び給与)

- 第18条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 休職中の教職員の給与については、国立大学法 人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80 号。以下「給与規程」という。)による。

(中略)

(給与)

第31条 教職員の給与については、給与規程による。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員出向規程 (平成16年達示第76号)

(前略)

(給与)

第10条 在籍出向者の給与は、出向先との協議により、原則として国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)に基づき出向先が支給する。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休 業等に関する規程

(平成16年達示第84号)

(前略)

(育児休業をしている教職員の給与)

- 第12条 育児休業をしている期間については、給 与を支給しない。
- 2 国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月

(休職中の身分及び給与)

- 第18条 休職者は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 休職中の教職員の給与については、国立大学法 人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80 号。以下「給与規程」という。)<u>又は国立大学法人</u> 京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第 56号。以下「年俸制教員給与規程」という。)に よる。

(給与)

- 第31条 教職員の給与については、給与規程による。
- 2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第2条第1項に定める教員(国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)が適用される者を除く。)の給与を年俸とする場合については、年俸制教員給与規程による。

(給与)

第10条 在籍出向者の給与は、出向先との協議により、原則として国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)<u>又は国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達</u>示第56号)に基づき出向先が支給する。

(育児休業をしている教職員の給与)

第12条

2

〉(同 左)

改 改 正 前 正 後 以内の期間において勤務した期間(これに相当す る期間を含む。)がある教職員には、前項の規定 にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給 する。 3 給与規程第31条第1項に規定するそれぞれの 基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準 日以前6箇月以内の期間において勤務した期間が ある教職員には、第1項の規定にかかわらず、当 (同 左) 該基準日に係る勤勉手当を支給する。 4 給与規程第32条第1項に規定するそれぞれの 基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準 日以前6箇月以内の期間において勤務した期間 (これに相当する期間を含む。)がある教職員に は、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係 る期末特別手当を支給する。 5 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平 成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規 程」という。)第5条第1項に規定するそれぞれ <u>の基準日に育児休業をしている教職員のうち、基</u> 準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間 がある教職員には、第1項の規定にかかわらず、 当該基準日に係る業績一時金を支給する。 (中略) (育児短時間勤務教職員についての給与規程の特 (育児短時間勤務教職員についての給与の特例) 第14条の8 育児短時間勤務教職員についての給 第14条の8 (同 左) 与規程の規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 第6条 による によるものとし、その者の俸給 月額は、その者の受ける号俸に 応じた額に、国立大学法人京都 大学教職員の育児・介護休業等 に関する規程(平成16年達示 第84号。以下「育児・介護休 業等規程」という。)第14条 の9の規定により読み替えられ た勤務時間等規程第3条ただし 書により定められたその者の勤 務時間を同条本文に規定する勤 務時間で除して得た数(以下「算 出率」という。)を乗じて得た 額とする 第7条第 決定する決定するものとし、その者の俸 2項及び 給月額は、その者の受ける号俸 第8条第 に応じた額に、算出率を乗じて

2項

2 4 条及

び第27

第4項、第等規程

得た額とする 第10条 勤務時間 育児・介護休業等規程第14条

た勤務時間等規程

の9の規定により読み替えられ

		正	 前			正	
条第1項							16.7
	支給する	支給する。た	 :だし、育児・介護				
第1項			第14条の2第1項				
		に規定する資	育児短時間勤務をし				
		ている教職員	員(以下「育児短時				
			〕という。)が、				
			げる勤務で正規の勤				
		務時間を超	えてしたもののう				
		ち、その勤務	8の時間とその勤務				
		をした日にむ	おける正規の勤務時				
		間との合計が	バ7時間45分に達				
		1	の勤務にあっては、				
			される場合を除き、				
			見定する勤務 1 時間				
		1 -	与額に100分の				
		=	勤務が午後10時か				
			前5時までの間であ				
			00分の125)を				
			質とし、第3号に規 第4の基礎には多				
		止 9 つ 割務の めないものと)算出の基礎には含				
笠 2 0 夂	1		- 9 © - 算出率で除して得				
第28条 第3項		降給の月額を た額	:昇山学で味して待				
-			:算出率で除して得				
第4項及	額	た額					
び第31							
条第4項	/± /	/ * / A D D D T * A					
第28条			□出率で除して得た				
第4項及 び第32		額					
い							
	別に定め	奈旧拓陆 郡第	 カ務教職員の勤務時				
第5項及		間を考慮して					
び第32	0	同でう念しく	ט ליישונית.				
条第5項							
7,7710 0 7				2 育児短	時間勤務	教職員につ	いての年俸制教員給
				<u>与規程σ</u>	D規定の適用	用について	<u>は、次の表の左欄に</u>
							規定中同表の中欄に
					ア句は、それ	れぞれ同表	の右欄に掲げる字句
				<u>とする。</u>			
				第3条	<u>額とす</u>		立大学法人京都大学
					<u>る</u>		育児・介護休業等に
							程(平成16年達示)第14条の0の担
) 第14条の9の規 きみ替えられた勘路
							<u>読み替えられた勤務</u> 程第3条ただし書に
						-	性第3 宗ににし音に られたその者の勤務
						-	<u> </u>
							ポースに焼足する動 除して得た数(以下)
							<u> </u>
						て得た額	
						て団ル部	

	改	正後
第4条	決定す	決定する額に、算出率を乗じ
第2項	<u>る</u>	て得た額とする
	<u>とする</u>	に、算出率を乗じて得た額と
	<u>ことが</u>	<u>することができる</u>
	できる	
第5条	決定す	決定する額に、算出率を乗じ
第2項	<u>る</u>	て得た額とする

(中略)

(育児部分休業者の給与)

改

第19条 育児部分休業により勤務しない場合には、 給与規程第37条の規定にかかわらず、その勤務 しない1時間につき、同規程第39条に規定する 勤務1時間当たりの給与額を減額する。

正

前

(介護休業している教職員の給与)

第38条 介護休業により勤務しない場合には、給与規程第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(後略)

国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休 業に関する規程

(平成20年達示第77号)

(前略)

(効果)

- 第6条 自己啓発等休業をしている教職員は、教職 員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 前項の教職員は、その承認を受けた時に発令されていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。
- 3 自己啓発等休業をしている期間については給与を支給せず、自己啓発部分休業をした時間については国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(後略)

(育児部分休業者の給与)

第19条 育児部分休業により勤務しない場合には、 給与規程第37条<u>(年俸制教員給与規程第8条に</u> おいて準用する場合を含む。第38条において同 じ。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第39条<u>(年俸制教員給与規</u> 程第8条において準用する場合を含む。第38条 において同じ。)に規定する勤務1時間当たりの 給与額を減額する。

(介護休業している教職員の給与)

第38条 (同 左)



3 自己啓発等休業をしている期間については給与を支給せず、自己啓発部分休業をした時間については国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)第37条(国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下この条において「年俸制教員給与規程」という。)第8条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第39条(年俸制教員給与規程第8条において準用する場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。